

都市建設委員会委員長報告書

令和4年6月22日

都市建設委員会に付託されました議案4件、陳情1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第19号「流山市における交通ルールの尊重による事故防止への構築についての陳情書」について報告します。

本件は、雨の日の傘使用事故を調査し、その対策について、必要な規則を定めるよう検討し、流山市、交通ルール遵守運動に議員も参加、協力し、雨の日の傘利用による事故の根絶を図る政策を立ち上げることを求めるものです。

初めに、当局より

現状について、雨の日の「傘さし運転」が多いことは把握しています。「傘さし運転」に限らず、自転車の運転ルールの浸透、そして、マナーの向上については、喫緊の課題であると認識しており、流山警察署とも共有しています。

これまでの取り組みとしては、交通安全教室や駅周辺等での啓発を実施しています。

次に、対策については、必要な規則につきまして、「傘さし運転」など片手運転となり、安定を失うおそれのある自転車の運転については、既に法令で禁止されていることから、制定する必要はないものと考えます。

啓発の実効性を高めるために、啓発品として雨ガッパ等を配布することについては、とても有効性があり、千葉県や流山警察署に改めて提案して参りたいと考えています。

また、市で啓発品を購入する際は、限られた予算の範囲内で支出を検討して参りたいと考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

陳情書の中の議員に関する表現で適切でない部分がある。また、議員は、地域の諸課題を各自が優先順位を決めて取り組んでいる。交通ルー

ルの遵守運動の周知は大切なことであるが、議員に参加協力を強要するのはどうかと考える。また、既に、「ながら運転」は道路交通法で禁止されており、改めて陳情書を採択しなくてもよい部分があるため。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第38号「流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、千葉県がその区域内における自転車利用者等に対して自転車損害賠償保険等への加入を義務付けたこと等を踏まえ、市内における自転車利用者等に対しても自転車損害賠償保険等への加入を義務付けることにより、千葉県と本市における自転車の安全利用に関する規律の整合性を図るものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

自転車の事故によるけがで高額な医療費がかかり、支払えないケースもあり、今回の自転車損害賠償保険の加入はとても重要と考える。子供から大人までの市民全体の安全安心を守るために保険加入への周知に力を入れ、加入促進、普及に努められることを要望する。

2 3点要望し、賛成の立場で討論する。

自転車事故によって、最悪の場合、死亡する。重大な障害を受けるなどの事例が絶えない。そして、多額の賠償金が請求されることになる。自転車は、運転免許もなく、子どもから大人、お年寄りまで気軽に利用できるが、いったん事故を起こせば子どもでも賠償責任を問われる。ゆえに、自転車に乗るなら必ず自転車損害賠償保険等へ加入するということが当たり前のルールにしなければならないと考える。

また、義務化規定が位置付けられたが、罰則はない。順当な考えであり、実効性を担保するために、当局は教育委員会など他部署はもとより、警察とも連携を強化すること、市内外の事故事例を把握し、保険加入の啓蒙を強めること、また、そのための予算を増額することを要望する。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

被害者救済の確保と加害者の経済的負担軽減の観点から、自転車損害賠償保険等への加入は必須である。事故が起こったときの多大な被害を考慮し、市民へのより一層の啓発の促進を図るよう要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号「市道路線の認定について」及び議案第40号「市道路線の廃止について」については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第39号「市道路線の認定について」については、民間宅地開発によるもの6路線、市事業関連によるもの2路線の計8路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第40号「市道路線の廃止について」については、区画整理事業等によるもの3路線を廃止するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第39号及び議案第40号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第37号「流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、平和台1丁目地区地区計画の都市計画決定に伴い、この地区計画の地区整備計画区域について建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定めるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

今回の改正は、平和台1丁目地区地区計画が令和4年1月28日付けで都市計画決定されたことから、その内容を建築条例に追加するもので、建築確認の審査対象となり、地区計画の内容をしっかりと推進することになるため。

2 反対の立場で討論する。

1 私自身都市計画審議会委員として審議に参加し、その際に、住民の意見が反映されていないということを理由に反対している。

2 平和台周辺住民から650名の反対署名が提出され、公聴会でも全員が反対意見を述べるなど、住民の意思に反する地区計画の内容となっていると考える。

3 平和台地区の住民15名から井崎市長宛に都市計画審議会の第

1 回審議会について再審議を求める調停の申し立てが松戸簡易裁判所に提出され、受理された。これから調停が7月14日に行われるが、市の対応は未定であり、調停の状況を見守る必要があると考える。

4 閉会中の継続審査について提案したが、否決された。参考人招致も含めて、都市建設委員会で審議する必要があると考える。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

令和3年度第2回流山市都市計画審議会でも議論されたように、地域の方々に様々な声があることは認識するものであり、また、地域の景観については、地域の方々の思いも強く、地域の方々の心情に深く共感するものである。しかし、法律に沿って進めているこの地区計画の区域内における建築物の制限に関して、建築条例に位置づけ、地区計画の制限を遵守するものである。よって、本案は、法律に基づいて改正されるものであると認識する。地域住民の声が届いていないという声があるが、今後、地域住民の声をしっかりと聴き、進めていただくことを強く要望する。

がありました。

なお、本審査の過程におきまして、継続審査の申し出がありました。採決の結果、継続審査の申し出については2対4をもって否決と決定しました。

採決の結果、4対2をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上